

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金のご案内

手続きには期限があります

住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金（1世帯あたり10万円）です。

－支給対象と申請の有無－

世帯全員の令和3年度 「住民税均等割が非課税」の世帯

令和3年12月10日時点で
羽曳野市に住民登録のある方



羽曳野市から届いた確認書に必要事項を記入の上、
同封の返信用封筒に入れ、**提出してください。**

※一部申請が必要な場合があります。

【提出期限】確認書を発出した日から3カ月

令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

申請時点で羽曳野市に住民登録のある方



申請が必要です。

申請書は、市ウェブサイト、市役所、支所、
人権文化センターで配布しています。

【申請期間】9月30日(金)まで

【申請窓口】市役所本館4階 臨時特別給付金推進室

－支給時期－

確認書（または申請書）の審査が完了してから3週間後が目安です。

配偶者等からの暴力（DV）を理由に羽曳野市から避難されている方

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをしていただくことで、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができます。

修正申告等により令和3年度住民税が課税から均等割非課税になった場合

令和4年1月20日以降に修正申告等により令和3年度住民税が課税から均等割非課税になった場合は、確認書を送っておりません。別途申し出が必要となります。



<ウェブサイト>



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」
にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

「問合せ」 臨時特別給付金コールセンター ☎ 072-947-4140（平日 9:00～17:00）

教えて消費生活Q&A ～通信販売 購入する前に～

Q. インターネット通販でセーターを購入。面倒なのでサイズ詳細はよく見ず、普段着用しているMサイズを購入したが、思っていたより丈が長く自分には合わなかった。クーリング・オフしようとすぐに事業者に連絡したが応じてもらえない。



A. 通信販売はクーリング・オフの対象ではありません。返品できるのか、できる場合はどのような条件で返品できるのか等、事業者が定めた返品ルールに従うことになります。在宅時間が増えて、インターネットやテレビ、カタログショッピング等の通信販売を利用する機会が増えましたが、通信販売は店舗のように商品を手にとって見ることができません。購入する前に、どのような商品をどのような条件で購入したのか、商品の詳細説明や利用規約等ですっかり確認しましょう。併せて、電話等で連絡が付きやすい事業者なのかも事前に確認しておくことが大切です。

犬と猫のマイクロチップ 装着費用の助成について



4月1日より、一般家庭において飼育される犬と猫に、個体識別のためのマイクロチップを装着された場合、装着費用の一部について助成金を支給いたします。

【支給条件】

- ① 本市に居住し、本市にて飼育している。
- ② 犬については狂犬病予防法に基づき飼い犬登録を行っている。
- ③ 令和4年4月1日以降の装着で、装着日より1年以内であること。
- ④ 一世帯につき3匹まで。
- ⑤ 1匹につき1,000円まで。

【問合せ】環境衛生課

【消費生活相談】(月～金) 10:00～12:00 / 13:00～15:30 (相談受付)

まずは電話でお問い合わせください。

☎ 消費生活センター（市役所本館2階） ☎ 072-947-3715（直通）